

青森県報

号外第六号

平成二十二年
二月二十六日
(金曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制の指示……………	(事 務 局) ……
東部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示……………	(同) ……
東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示 の一部を改正する指示……………	(同) ……
西部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制の指示……………	(同) ……
西部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示……………	(同) ……

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県東部海区管内沖合海域におけるいかつり漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十二年二月二十六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 木 村 民 二

一 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、次のとおりとする。

1 十トン以上三十トン未満の動力船にあっては百六十キロワット以下

2 五十トン以上十トン未満の動力船にあっては百二十キロワット以下

3 五十トン未満の動力船にあっては九十キロワット以下

なお、前各号において、二十キロワットを上限とする白熱灯を用いた作業灯については、集魚灯の合計光力に含めないこととする。

また、集魚灯とは、海上において、するめいかの採捕時に集魚の目的をもって使用し得るよう設備されているものとする。投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

二 水中灯の使用禁止

海中において、するめいかを集魚する光力を有する設備を禁止する。

三 対象となる漁業

三十トン未満の動力船により、するめいかを対象に操業する小型いかつり漁業

四 指示の有効期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までとする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第二号

青森県東部海区管内におけるいかつり漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十二年二月二十六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 木 村 民 二

一 操業の承認

次の区域及び期間において、するめいかを目的とする総トン数五十トン未満の動力漁船によりいかつり漁業（以下「いかつり漁業」という。）を営もうとする者は、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

1 区域 青森県東部海区海域

ただし、自家用餌料用を目的として操業するいかつり漁業（以下「餌料用いかつり漁業」という。）については、下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ直線以西の海域に限る。

2 期間 平成二十二年六月一日から平成二十三年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに「平成二十二年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象漁業及び対象者

この漁業の承認の対象漁業及び対象者は次のとおりとする。

1 いかつり漁業（餌料用を除く。）の場合

（一）前年度において、この漁業を操業した実績を有する者

（二）委員会が事情やむを得ないと認めたる者

2 餌料用いかつり漁業の場合

佐井村、大間町、風間浦村、むつ市及び東通村に居住する者並びに委員会が事情やむを得ないと認めたる者

情やむを得ないと認めたる者

四 操業者の遵守事項

承認を受けた者は、操業にあたり次の事項を遵守しなければならない。

1 いかつり漁業（餌料用を除く。）の場合

（一）漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。

（二）操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

（三）委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

（四）むつ小川原港の港域においては操業してはならない。

（五）承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

2 餌料用いかつり漁業の場合

（一）漁獲物は、これを陸揚げしてはならない。

（二）手釣り、竿釣り以外の漁法をもって営んではならない。

（三）操業に当たっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

（四）委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

（五）むつ小川原港の港域においては操業してはならない。

（六）承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

（七）委員会の承認を要しない一トン未満（昭和五十七年七月十八日以前に建造又は漁船登録された場合）以下、「旧トンの場合」という。）は一・五トン未満

の動力漁船により営む者は、夜間操業をしてはならない。

五 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するにあつては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時期に寄港するにあつては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合（八戸港にあつては八戸いか釣り漁業協議会）を経由して委員会に届けなければならない。

六 適用除外

餌料用いかつり漁業を営もうとする一トン未満船（旧トンの場合は一・五トン未満船）については、一に定める承認の適用から除外する。

七 指示の有効期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

平成二十二年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局（青森県青森市長島一丁目一の一青森県庁内）に提出すること。このとき、餌料用いかつり漁業として承認申請する者は、申請書備考欄に「餌料用」と明記すること。

2 青森県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめの上提出すること。

3 青森県内に住所を有しない者（以下「県外者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめの上、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して提出すること。

4 申請にあつては、第二号様式による集魚灯設備明細書を添付すること。また、県外者にあつては、漁船原簿謄本及び代表者選定届（共同経営の場合に限る。）も添付すること。

5 申請書の提出期限は、平成二十二年四月二十日までとする。

二 承認等の通知

委員会が承認又は承認を内定したときは、県内者にあつてはその者の申請を取り

まとめた漁業協同組合又は漁業団体に、県外者にあつてはその者の申請を經由した都道府県知事を經由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第三号様式による承認証を委員会事務局又は主たる根拠地港において交付する。ただし、餌料用いかつり漁業については、承認証中の制限又は条件に「いかつり漁業は自家用餌料用に限る。」の条件を付する。

また、県外者については、その者の住所地を所管する都道府県知事を經由して交付する。

なお、主たる根拠地港における承認証の交付は、主たる根拠地港に所在する漁業協同組合（八戸港にあつては八戸いか釣り漁業協議会）を經由し、申請者又は操業責任者に手交する。

四 標識の様式

承認を受けた者が船舶の船橋両側面に表示する標識は、第四号様式のとおりとする。ただし、餌料用いかつり漁業に係る標識は、第五号様式とする。

五 承認証の書換

書換交付の申請書は、第六号様式によるほか、その手続きについては一から三までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

承認証を亡失し、又はき損したときは、第七号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を準用する。

第1号様式

平成22年度いかつり漁業操業承認申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会 殿

私達は、平成22年度青森県東部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領に基づき下記のとおり申請します。

承認 番号	船舶 名	漁船 登録 番号	総ト ン数	推進機 関 の種類及 び馬力数	根拠地港 (陸揚港)	前年度 承認 番号	申請者			船舶 団 備 考
							甲 住所	氏名	印 漁協	
					出徒					

注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 横長とする。

第 2 号様式

いかつり漁業集魚灯設備明細書

青森県東部海区漁業調整委員会 長 殿

申請者 住所 氏名

私がいかつり漁業の承認申請をした 丸 (漁船登録番号 トン) に係る集魚灯の設備は下記のとおりです。

記

区 分	製作所及び型	消費電力 kW	数 量 個	消費電力の計 kW
(白熱灯)				
(放電灯)				
合 計				

注 1 作業灯を除く。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第 3 号様式

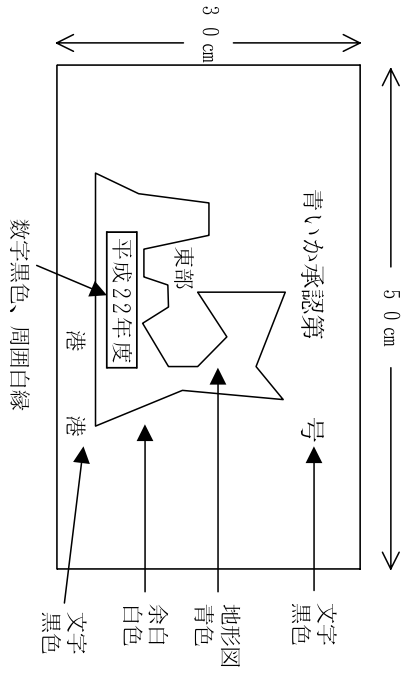
いかつり漁業操業承認証

住 所 氏名又は名称

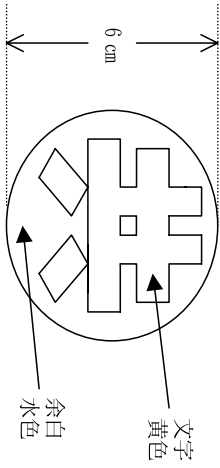
承認番号	青東海調認いかつり第 号
操業区域	青森県東部海区管内沖台海域
操業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
根拠地港	主 港 従 港
船 名	漁船登録番号
	トン数
	推進機関の種類及び馬力数
制限又は条件	<ul style="list-style-type: none"> ・むつ小川原港の港域においては操業してはならない。 ・集魚灯の合計光力は90キロワット以下とする。 ・海中において、するめいかを集魚する光力を有する設備を禁止する。
平成 年 月 日	青森県東部海区漁業調整委員会 長 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第 4 号様式

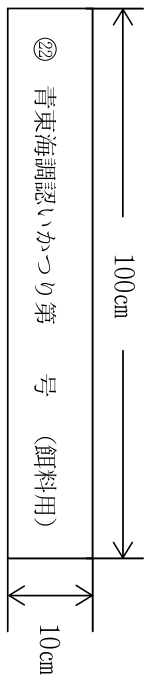


(第 4 号様式の付帯マーク)



注 西部海区漁業調整委員会の承認を受けている者に係る標識については、同委員会
 が定める標識に同標識中の「西部」の右に第 4 号様式の付帯マークを貼付する
 こと。

第 5 号様式



注 操舵室両側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。

第 6 号様式

いかつり漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名

㉑

いかつり漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青東海調認いかつり第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

- 4 書換えを必要とする理由

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第7号様式

いかつり漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会 殿

住所

氏名



いかつり漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青東海調認いかつり第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 亡失(き損)の理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第三号

平成二十一年三月十八日青森県東部海区漁業調整委員会指示第四号(東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示)の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月二十六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 木村 民二

一の1中「から青森・岩手両県境正東の線によつてはさまれた」を「青森県東部海区管内の」に改め、同1の(2)中「と青森・岩手両県境正東の線によつてはさまれた」を「以南の青森県東部海区管内の」に改める。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第一号

青森県西部海区管内沖合海域におけるいかつり漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十二年二月二十六日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前田 廣 臣

一 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、次のとおりとする。

- 1 十トン以上三十トン未満の動力船にあつては百六十キロワット以下
- 2 五十トン以上十トン未満の動力船にあつては百二十キロワット以下
- 3 五十トン未満の動力船にあつては九十キロワット以下

なお、前各号において、二十キロワットを上限とする白熱灯を用いた作業灯については、集魚灯の合計光力に含めないこととする。

また、集魚灯とは、海上において、するめいかの採捕時に集魚の目的をもって使用し得るよう設備されているものとする。投光器又は探照灯であっても集魚時に使用される場合はこれを含む。

二 水中灯の使用禁止

海中において、するめいかを集魚する光力を有する設備を禁止する。
三 対象となる漁業

三十トン未満の動力船により、するめいかを対象に操業する小型いかつり漁業
四 指示の有効期間
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第二号

青森県西部海区管内におけるいかつり漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十二年二月二十六日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前 田 廣 臣

一 操業の承認

次の区域及び期間において、するめいかを目的とする総トン数五トン未満の動力漁船によりいかつり漁業（以下「いかつり漁業」という。）を営もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業してはならない。

1 区域 青森県西部海区海域

ただし、自家用餌料用を目的として操業するいかつり漁業（以下「餌料用いかつり漁業」という。）については、陸奥湾を除く海域に限る。

2 期間 平成二十二年六月一日から平成二十三年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに「平成二十二年青森県西部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 承認の対象漁業及び対象者

この漁業の承認の対象漁業及び対象者は次のとおりとする。

1 いかつり漁業（餌料用を除く。）の場合

（一）前年度において、この漁業を操業した実績を有する者

（二）委員会が事情やむを得ないと認めた者

2 餌料用いかつり漁業の場合

外ヶ浜町、今別町、中泊町、五所川原市、つがる市、鯨ヶ沢町及び深浦町に居住する者又は委員会が事情やむを得ないと認めた者

四 操業者の遵守事項

承認を受けた者は、操業にあたり次の事項を遵守しなければならない。

1 いかつり漁業（餌料用を除く。）の場合

（一）漁獲物の陸揚げは、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。

（二）操業にあたっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

（三）委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

（四）めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から五百メートル以上離れて操業しなければならない。

（五）承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

2 餌料用いかつり漁業の場合

（一）漁獲物は、これを陸揚げしてはならない。

（二）いかつり機の台数は、四台以下とする。

ただし、青森県東津軽郡竜飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結んだ線（以下「竜飛白神線」という。）以東においては、これを使用してはならない。

（三）操業にあたっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

（四）委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

（五）めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から五百メートル以上離れて操業しなければならない。

（六）承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

（七）委員会の承認を要しない一トン未満（昭和五十七年七月十八日以前に建造又は漁船登録された場合（以下、「旧トンの場合」という。）は一・五トン未満）の動力漁船により営む者は、夜間操業してはならない。

五 船団等の届出
操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するにあたっては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時期に

五 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が、当該根拠地港に操業のため寄港するにあたっては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時期に

寄港するにあつては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合を経由して委員会に届けなければならない。

六 適用除外
竜飛白神線以東の海域において餌料用いかつり漁業を営もうとする一トン未満船（旧トンの場合は一・五トン未満船）については、一に定める承認の適用から除外する。

七 指示の有効期間
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

平成二十二年度青森県西部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

- 1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局（青森県青森市長島一丁目一の一青森県庁内）に提出すること。このとき、餌料用いかつり漁業として承認申請する者は、申請書備考欄に「餌料用」と明記すること。
- 2 青森県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめの上提出すること。
- 3 青森県内に住所を有しない者（以下「県外者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめの上、その者の住所を所管する都道府県知事を経由して提出すること。
- 4 申請にあつては、第二号様式による集魚灯設備明細書を添付すること。
また、県外者にあつては、漁船原簿謄本及び代表者選定届（共同経営の場合に限る。）も添付すること。

5 申請書の提出期限は、平成二十二年四月二十日までとする。

二 承認等の通知

委員会が承認又は承認を内定したときは、県内者にあつてはその者の申請を取りまとめた漁業協同組合又は漁業団体に、県外者にあつてはその者の申請を経由した都道府県知事を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第三号様式による承認証を委員会事務局又は主たる根拠地港において交付する。ただし、餌料用いかつり漁業については、承認証中の制限又は条件に「いかつり漁業は自家用餌料用に限る。」の条件を付する。
また、県外者については、その者の住所を所管する都道府県知事を経由して交付する。

四 標識の様式
なお、主たる根拠地港における承認証の交付は、主たる根拠地港に所在する漁業協同組合を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

承認を受けた者が船舶の船橋両側面に表示する標識は、第四号様式のとおりとする。ただし、餌料用いかつり漁業に係る標識は、第五号様式とする。

五 承認証の書換
書換交付の申請書は、第六号様式によるほか、その手続きについては一から三までの規定を準用する。

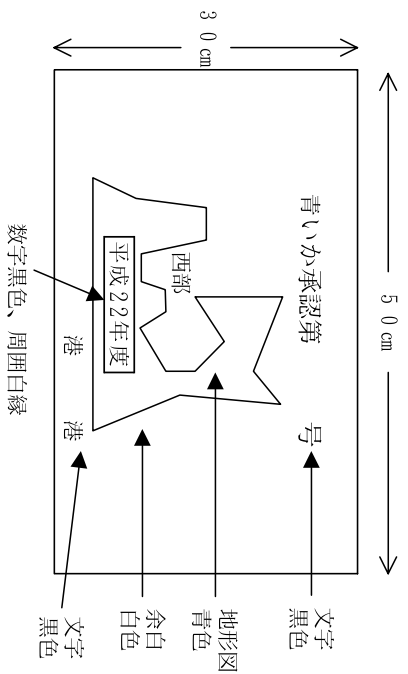
六 承認証の再交付
承認証を亡失し、又はき損したときは、第七号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を準用する。

第3号様式

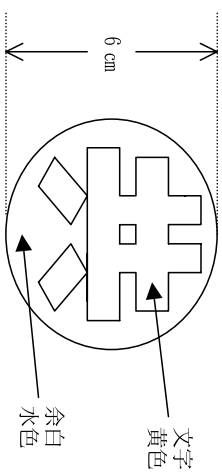
いかつり漁業操業承認証	
住 所 氏名又は名称	
承認番号	青西海調認いかつり第 号
操業区域	青森県西部海区管内沖合海域
操業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
根拠地港	主 港 従 港
船 名	船 名
	漁船登録番号
	総トン数
制限又は条件	トン
推進機関の種類及び馬力数	
馬力	
・めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。 ・集魚灯の合計光力は90キロワット以下とすること。 ・海中において、するめいかを集魚する光力を有する設備を禁止する。	
平成 年 月 日	
青森県西部海区漁業調整委員長 印	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式

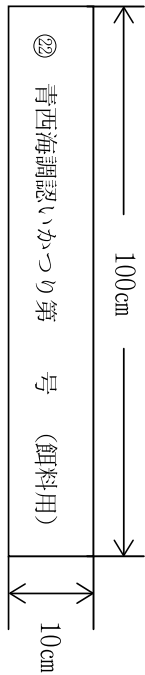


(第4号様式の付帯マーク)



注 東部海区漁業調整委員会の承認を受けている者に係る標識については、同委員会が定める標識に同標識中の「東部」の右に第4号様式の付帯マークを貼付すること。

第5号様式



注 操舵室両側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。

第6号様式

いかつり漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名

④

いかつり漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青西海調認いかつり第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

- 4 書換えを必要とする理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第7号様式

いかつり漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所
氏名

④

いかつり漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青西海調認いかつり第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 亡失(き損)の理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭